

7. 移住労働者

1. 移住労働者とは

就労を目的として外国に移住する者を移住労働者あるいは外国人労働者と言う。

移住労働者は、国家間の経済格差や労働力不足などを起因としており、一般に、送り出し国（出身地国）が途上国、受け入れ国（雇用地国）が先進国という固定的な関係がある。その際、受け入れ国による外国人労働者への差別や不当な労働条件、仲介者による搾取などの問題が発生し、国際人権上の保護の必要性が指摘されるようになった。

2. 「移住労働者保護条約」¹

1990 年 12 月 18 日、国連で、「すべての移住労働者およびその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」（いわゆる「移住労働者保護条約」）が採択された。発効には 13 年を要し、2003 年 7 月 1 日に発効した。

「移住労働者保護条約」前文で、「非正規な地位にある労働者が、しばしばその他の労働者よりも不利な条件で雇用されていること、及び、ある種の雇用者は、不公正競争の利益を得るためにこうした労働力を求める誘因をこのことに見出していることを考慮し」と述べ、不法状況にある移住労働者への人道的配慮を求めると同時に、第 7 条で、「締約国は、……自己の領域内又は管轄の下にあるすべての移住労働者及びその家族構成員にこの条約に規定する権利を尊重及び確保する義務を負う」と規定し、適法、不法の別なく、「国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事する」（第 2 条 1）すべての移住労働者とその家族を保護の対象としている。ただし、適法状況にある移住労働者と不法状況にある移住労働者では保護される権利の範囲は異なる。

「移住労働者保護条約」は、その第 2 部と第 3 部ですべての移住労働者とその家族に適用される権利を、第 4 部と 5 部で適法状況にある移住労働者に認められる追加的権利を、それぞれ規定している。

「移住労働者保護条約」は、適法条約にある移住労働者について、就労の状態と在留が密接な関係を有することから、居住許可について詳細に規定するとともに（第 49～51 条）、「移住労働者またはその家族の在留ないし就業の許可から生じる権利を剥奪するために追放の手段に訴えることは禁止される」（第 56 条 2）と締約国に定住の配慮を求めている。

「移住労働者保護条約」第 68 条においては、不法滞在者の予防と除去の必要性（第 68 条）を掲げながらも、そうした人々の安全や社会的権利が確保されるよう、そして第 8 条から第 35 条においてはそうした人々や身分証明書を持たない移住労働者やその家族の権利（集団的追放や不当な追放を受けない権利（第 22 条）、社会保障（第 27 条）、雇用の非正規性により制約されない緊急医療を受ける権利（第 28 条）についても規定している。第 34 条では移住労働者とその家族が経由国と雇用国の法律や規則に従い、居住国の文化的アイデンティティを尊重する義務を明記している。

「移住労働者保護条約」でもっとも注目されるのは、第 69 条で、「締約国は、その領域内に非正規の状態にある移住労働者及びその家族構成員がいる場合には、かかる状態が持続しないように確保するために適当な措置をとらなければならない」（1 項）と規定し、非正規の移住労働者の合法化（アムネ스티）を求めている点である。この規定は、受け入れ国にとって条約締結の障害になっていると考えられる。

2002 年 9 月に開かれた、国際連合安全保障理事会を含めた国際連合の改革を訴えた国連総会において当時のアナン国連事務総長は、人権、とりわけ社会的少数者、女性、子ども、移住労働者の人権の各国内での保護機関の必要性と国際連合人権高等弁務官事務所の果たすべき役割についても訴えた。また、この条約は障害者権利条約の前文(d)においても言及されている。

3. 批准国

この条約は 2003 年 7 月 1 日に、エルサルバドルとグアテマラの批准によって発効し、今日までの批准国は北アフリカや南米諸国を中心とした 44 カ国である。

アルバニア、トルコ、ボスニア・ヘルツェゴビナを除く欧州評議会加盟国やアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、日本などを含むすべての先進国は、移住労働者の増加による国内の失業や治安の悪化などを懸念して、署名も批准も行っていない。

すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約（抄）

前 文

この条約の締約国は、
人権に関する国際連合の基本的な合意文書、とくに世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、子どもの権利条約に盛られた基本原則を考慮し、

国際労働機関の枠組みのなかで形成された関連合意文書、とくに就業のための移住に関する条約（97 号条約）、虐待の状況にある移住及び移住労働者の機会と処遇の平等保護に関する条約（143 号条約）、就業のための移住に関する勧告（86 号勧告）、移住労働者に関する勧告（151 号勧告）、強制労働に関する条約（29 号条約）、強制労働の廃止に関する条約（105 号条約）が明らかにした原則と水準を考慮し、

教育における差別を禁止する条約に含まれる原則の重要性を再確認し、
拷問及びその他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰を禁止する条約、犯罪防止及び犯罪人取り扱いに関する第四回国際連合会議宣言、法執行官のための行動綱領、奴隷制廃止に関する諸条約を想起し、

さらに、国際労働機関（ILO）の掲げる目的のひとつが、自国以外の国において使用される場合における労働者の権利の保護であることと、移住労働者とその家族に関連する事項に関するこの機関の知識と経験を想起し、

国際連合の組織のなかの諸機関、とくに人権委員会、社会開発委員会、及び、国連食糧農業機関（FAO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界保健機関（WHO）などの国際機関が、移住労働者とその家族に関して実施してきた作業の重要性を認識し、さらに、いくつかの国々で、地域的合意ないし二国間合意を基礎に、移住労働者とその家族の権利保護に関して達成された成果と、こ

¹ 邦訳は <http://www1.umn.edu/humanrts/japanese/Jintl-convention.html>

の領域での二国間及び多国間の合意の重要性と有用性を認識し、数百万名の人々を巻き込み、国際社会で多くの国家に影響を与えている移住現象の重大性と広がりを理解し、

移住労働者の流れが関係国とその国民に与える衝撃を認識して、関係諸国が移住労働者とその家族の処遇に関する基本原則を受容することにより国家間の調和に寄与しうる規範の確立を希求し、さまざまな原因、とくに出身国に居住しないこと及び就業国に滞在することから直面する困難が原因となって、移住労働者とその家族が攻撃を受けやすい状況にあることを考慮し、移住労働者とその家族の権利が十分には認識されておらず、したがって適切な国際的保護が必要であることを確信し、移住は、家族の拡散を伴うので、移住労働者本人にとっても、またその家族にとっても、しばしば深刻な問題の原因になることを考慮し、

移住に含まれる人道上の諸問題は、不正規の移住の場合に一層深刻であることに留意し、彼らの基本的な人権が保障されるとともに、移住労働者の密輸や運搬を妨げ、廃絶することを奨励する適切な行動がとられるべきことを確信し、

正規に登録されていないか、不正規な地位にある移住労働者は、しばしば、他の労働者よりも不利な労働条件で働かされており、不公正な競争で利益を得ようとする一部の雇用者は、これのために不正規就労を求めていることを考慮し、すべての移住労働者の基本的な人権がより広範囲に承認されれば、不正規な地位にある移住労働者の就労にたよることは思いとどまられるであろうこと、さらに、正規の移住労働者とその家族にいくつかの権利を補充的に認めるならば、すべての移住者と雇用者がその国の法律と手続きを尊重して服従することを促進するであろうことを配慮して、それゆえに、普遍的に適用される包括的な条約によって、基本となる規範を再確認して確立し、移住労働者とその家族の権利の国際的な保護を成し遂げることが必要であることを確信し、次のとおり協定した。

第1部 適用範囲と定義

第1条 1 この条約は、別に特段の定めがない限り、すべての移住労働者とその家族に対して、性、人種、皮膚の色、言語、宗教または信念、政治的意見その他の意見、国民的、宗教的または社会的出身、国籍、年齢、経済的地位、財産、婚姻上の地位、出生または他の地位などのいかなる差別もなしに適用される。

2 この条約は、移住労働者とその家族について、移住の準備、出国、移動、就業国に滞在し有給の活動を行う間及び出身国または居住国への帰還を含む、移住のすべての期間に適用される。

第2条 この条約の適用上、以下のように定める。

- 1 「移住労働者」とは、その者が国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事する者をいう。
- 2 (a)「越境労働者」とは、移住労働者で、その住所を隣国に保有して、通常は毎日、すくなくとも毎週一度帰宅する者をいう。
- (b)「季節労働者」とは、移住労働者で、仕事が季節の条件による性質を持ち、一年のうち限られた時期だけ就労する者をいう。
- (c)「海員」とは、移住労働者で、雇用され、外国籍の船舶に乗船して就労する者をいい、これには漁業労働者も含まれる。
- (d)「海上施設労働者」とは、移住労働者で、国籍を有しない国の管轄に属する海上施設に雇用された者をいう。
- (e)「巡回労働者」とは、移住労働者で、いずれかの国に住所を持ち、仕事の性質上、短期間、その他の国々に出かける必要のある者をいう。
- (f)「特定事業労働者」とは、移住労働者で、就業国によって、雇用者がその国で行う特定の事業に限って就労することで一定期間の入国を認められた者をいう。
- (g)「特別就業者」とは、移住労働者で、
 - (i)雇用者によって、限られた一定期間、就業国に派遣され、請け負った特定の職務または任務を行う者か、
 - (ii)限られた一定期間、専門職業、通商、技術またはその他の専門的な高度の技能を必要とする仕事を行う者か、または、
 - (iii)就業国の雇用者の要求により、限られた一定期間、臨時的または短期的な仕事を行う者かであって、その滞在期間が満了するか、あるいはこれらの活動を行わないようになったときは出国することを求められている者をいう。
- (h)「自営就業者」とは、移住労働者で、雇用契約によらずに有給活動に従事し、通常、単独であるいは家族とともに働いて生計を維持している者、及び、就業国の法律の適用ないし二国間または多国間条約によって自営就業と認められたその他の移住労働者をいう。

第4条 この条約の適用上、「家族」とは、移住労働者と婚姻している者または法の適用上婚姻に等しい効力のある関係を持っている者、扶養する子ども、及び、その他の被扶養者で、関連する法または関係国の二国間ないし多国間取り決めによって家族として認められる者をいう。

第2部 差別なき権利の保障

第7条 この条約の締約国は、人権に関する国際合意文書に従い、領域内にあるか、その管轄権の下にあるすべての移住労働者とその家族に対して、性、人種、皮膚の色、言語、宗教または信念、政治的意見その他の意見、国民的、宗教的または社会的出身、国籍、年齢、経済的地位、財産、婚姻上の地位、出生または他の地位などのいかなる差別もすることなく、この条約が保障する権利を尊重し、確保する義務を負う。

第3部 移住労働者とその家族の基本的な人権

第8条 1 移住労働者とその家族は、出身国も含めていずれの国からも自由に離れることができる。この権利は、いかなる制限も受けない。ただし、その制限が、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳または他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約の第3部で認められる他の権利と両立するものである場合は、この限りでない。

2 移住労働者とその家族は、いつでも出身国に入国し、居住する権利を有する。

第9条 移住労働者およびその家族構成員の生命に対する権利は、法律により保護される。

第10条 いかなる移住労働者又はその家族構成員も、拷問又は残虐、非人道的もしくは品位を傷つけるような取扱い又は刑罰を受けない。

第11条 1 いかなる移住労働者又はその家族構成員も、奴隷状態又は隷属状態におかれ不得。

2 いかなる移住労働者又はその家族構成員も、強制労働に服することを要求されない。

(a)作業又は役務であって、この条第3項において言及されず、かつ、裁判所の合法的な命令によって抑留されている者又はその抑

留を条件付きで免除されている者に通常要求されているもの。

(b)社会の存立又は福祉を脅かす緊急事態又は災害の場合に要求される役務

(c)市民としての通常の業務とされる作業又は役務

第 12 条 1 移住労働者及びその家族構成員は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自らの選択する宗教又は信念を受入れ又は有する自由並びに、単独又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 18 条 1 移住労働者及びその家族構成員は、裁判所の前に関係締約国の国民と平等の権利を有する。移住労働者及びその家族構成員は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限を有する、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。

(a)その理解する言葉で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。

(b)防御の準備のために十分な時間及び便宜を与えられ並びに自ら選任する弁護士と連絡すること。

(c)不当に遅延することなく裁判を受けること。

(d)自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護士を通じて、防御をすること。弁護士がいない場合には、弁護士を待つ権利を告げられること。司法利益のために必要な場合には、十分な支払段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護士を付されること。

(e)自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

(f)裁判所において使用される言葉を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

(g)自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと。

第 22 条 1 移住労働者とその家族に対する集団的追放の措置は禁止される。追放は個々に審理され、決定されなければならない。

2 移住労働者とその家族は、権限ある当局が法律に従って行う決定によってのみこの条約の締約国の領域から追放される。

3 追放の決定はその者の理解する言語で伝えられなければならない。その者が要求するときは、決定は書面で伝えられ、国家の安全による例外的な場合以外には、決定の理由も述べられなければならない。これらの権利については、決定以前に、遅くとも決定のときに、関係者に告知されるものとする。

4 司法当局による最終判断であるときを除いて、関係者は、自己に対する追放処分に対抗する理由を述べ、権限ある機関に自己の主張を審査させる権利を有する。ただし、国家の安全に関して、やむにやまれぬ理由から別異に取り扱われる場合はこの限りでない。その者は、審査の期間中、追放の決定の執行停止を求める権利を有する。

5 執行の終わった追放処分が後に取り消されたとき、その者は法律に基づき補償を請求する権利を有する。以前の決定は、その者が当該の国に再入国することを妨げる理由に使われてはならない。

6 追放の場合には、関係者には、出国の前または後に、賃金その他その者に帰すべきものに関する主張または未処理の義務を解決するための適切な機会が与えられる。

7 追放の決定の執行を害することのない範囲で、対象となった移住労働者またはその家族は、出身国以外の国への入国を求めることができる。

8 移住労働者またはその家族が追放される場合に、それに要する費用を当該の移住労働者に負担させてはならない。ただし、関係者の移動に要する費用の自弁を求めることは許される。

9 就業国からの追放は、賃金請求権ないしその者に帰すべき他の権利を含め、移住労働者又はその家族が当該の国の法律に従って獲得したいかなる権利も損なうものではない。

第 24 条 すべての移住労働者及びその家族構成員は、すべての場所において法律の前に人として認められる権利を有する。

第 25 条 1 すべての移住労働者は、報酬及び次に掲げるものに関して、雇用地国の国民に適用されるものより劣らない取り扱いを享受する。

(a)他の労働条件、即ち時間外労働、労働時間、週休、有給休暇、安全、健康、雇用関係の終了、及び国家の法律及び慣行によれば、本項の適用を受ける他の労働条件。

(b)他の雇用条件、即ち最低就労年齢、家庭労働に対する制約、国家の法律及び慣行によれば雇用条件と考えられるその他の事項。

2 この条第 1 項が定める取扱いの平等原則を私的な雇用契約で排除することは違法である。

3 当事国は、移住労働者がその在留と雇用の違法性を理由として、この原則によって認められるいかなる権利も奪われない事を確保するため、あらゆる適切な措置をとる。特に雇用者はそのような違法性を理由によるいかなる方法によっても、法律上又は契約上の義務を回避し、もしくはその義務を制限されない。

第 27 条 1 社会保障に関して、移住労働者及びその家族構成員は、適用可能な当該国法律及び二国間又は多国間条約によって規定された要件を満たす限りにおいて、雇用地国において国民に認められるものと同じ取扱いを享有する。出身地国と雇用地国の権限ある当局は、いつでもこの規範の適用方法の決定に必要な取決めを行うことができる。

2 適用される法律により、移住労働者及びその家族構成員に給付が認められない場合には、当該国は、当該給付につき同じ状況にある国民に認められる取扱いを基盤に払い込んだ拠出金の償還の可能性を検討しなければならない。

第 28 条 移住労働者及びその家族構成員は、関係締約国の国民と平等な取扱いに基づき、その生命維持又は回復しがたい健康上の危害を回避するために緊急に必要とされるすべての医療を受ける権利を有する。このような緊急医療は、在留又は雇用に関するいかなる不法性を理由に拒否されない。

第 29 条 移住労働者の子どもはすべて、名前、出生の登録及び国籍に対する権利を有する。

第 30 条 移住労働者の子どもはすべて、関係締約国の国民と平等な取扱いに基づき教育を受ける権利を有する。公立の就学前教育施設又は学校で教育を受ける権利は、雇用地国における両親の在留又は雇用に関する違法な状況もしくは子どもの在留の違法性を理由として、拒否又は制限されない。

- 第 31 条 1 締約国は、移住労働者及びその家族構成員の文化的独自性の尊重を確保し、その出身地国との文化的結合の維持を妨げない。
- 2 締約国はこのことに関する努力を援助し及び奨励するため、適切に措置をとる。
- 第 34 条 この条約の本第 3 部のいかなる規定も、移住労働者とその家族が通過国と就業国の法と規則に従う義務またはそれらの国の住民の文化的独自性を尊重する義務を免除するものではない。
- 第 4 部 正規に登録され、あるいは正規な法的地位にある移住労働者とその家族に認められる追加的な権利
- 第 42 条 締約国は、出身地国及び雇用地国の両国において、移住労働者及びその家族構成員の特別な必要、願望及び義務を取扱う手続きまたは機関の設置を検討し、適当な場合は、それらの機関に移住労働者及びその家族構成員の中から自由に選ばれた代表が参加できる可能性を考慮する。
- 2 雇用地国はその国内法律に従って移住労働者及びその家族構成員が、地域共同体の生活および運営に関する決定に協議または参加するために便宜をはかる。
- 3 移住労働者は、雇用地国において、その国が主権行使において、政治的権利を認める場合、その権利を享有できる。
- 第 45 条 1 移住労働者の家族構成員は、雇用地国において、次の各号に定める事項に関し、その国民と同様の待遇を受ける。
- (a) 教育的機関及び施設を利用すること。但し、当該機関及び施設の入学（場）要件及びその他の規則に従うことを条件とする。
- (b) 職業紹介及び職業訓練機関並びに役務の利用。但し、参加要件を満たされている場合に限る。
- (c) 社会的及び保健的役務の利用。但し、各制度への参加要件が満たされている場合に限る。
- (d) 文化的的生活に参加すること。
- 2 雇用地国は、適当な場合は出身国と協力し、地域の学校制度、特に地域言語の教育について、移住労働者の子どもの統合の助長を目的とする政策を追求する。
- 3 雇用地国は、移住労働者の子どものためにその母語及び文化の教育のため便宜を計るよう努力しなければならないが、このことに関しては、出身地国は、適当なときはいつでも、これに協力しなければならない。
- 4 雇用地国は、必要であれば出身地国の協力を得て、移住労働者の子どもに対する母語教育のための特別計画を用意することができる。
- 第 54 条 1 移住労働者の滞在する権利あるいは労働許可、そしてこの条約の第 25 条、第 27 条に規定されている権利を損うことなく、移住労働者は次の事項に関して、雇用地国の国民と平等の処遇を享有する。
- (a) 解雇に対する保護
- (b) 失業手当
- (c) 失業対策のための公共事業計画への参加。
- (d) この条約第 52 条の規定に従うことを条件に、失業又は報酬活動の終了した場合、新規の雇用を求めること。
- 2 移住労働者が、自己の労働契約の条件が雇用者によって侵害されたと主張するときは、この条約第 18 条第 1 項が規定する条件によって雇用地国の権限を有する機関に当該事項につき救済を求める権利を有する。
- 第 56 条 1 この条約の本第 4 部にいう移住労働者とその家族は、就業国から追放されることはない。ただし、その追放が、国内の法令で明示され、条約第 3 部の定める保護の規定に従って行われる場合はこの限りではない。
- 2 移住労働者またはその家族の在留ないし就業の許可から生じる権利を剥奪するために追放の手段に訴えることは禁止される。
- 3 移住労働者またはその家族の追放の是非を決定する際には、人道的な見地と、その者が就業国に滞在した期間の長さが考慮されるものとする。
- 第 6 部 労働者とその家族の国際移住に関する、健全、公正、人道的かつ合法的な条件の整備
- 第 68 条 1 締約国は通過国も含めて、不正規な法的地位にある移住労働者の不法ないし秘密裏の移動と就業を防止し、根絶するため、協力するものとする。この目的のために、各国がその管轄のなかでとる手段には、以下のものが含まれる。
- (a) 移住や移民に関して人を誤導する情報を流布する行為に対する適切な手段
- (b) 移住労働者とその家族の不法または秘密裏の移動を発見し根絶するとともに、このような移動を組織し、遂行し、あるいはそれを幫助する個人、集団、存在に効果的に制裁を加えるための手段
- (c) 不正規な法的地位にある移住労働者とその家族に、暴力、脅迫、威嚇を加える個人、集団、存在に効果的な制裁を加えるための手段
- 2 就業国は、その領域内にいる不正規な法的地位の移住労働者による就労を根絶するのに適切で効果的であれば、どのような手段でもとるべきものとする。適当な場合は、雇用者の処罰もこれに含まれる。ただし、この種の手段の使用は、移住労働者が雇用者に対して持っている権利を害するものではない。
- 第 69 条 1 締約国は、その領域内に不正規な法的地位の移住労働者とその家族が居住するときは、その状態が持続しないように適切な措置をとる。
- 2 関係締約国が、国内法及び二国間または多国間の合意に基づいてその者の立場を合法化する可能性を考慮するときには、その者の入国の周辺の事情、在留の期間その他関連する考慮されるべき事情、とくにその家族の状態に関する事情に適切な配慮が加えられなければならない。
- 第 70 条 締約国は、合法的な状態にある移住労働者及びその家族構成員の労働条件及び生活条件が適切、安全及び健康の基準並びに人間の尊厳の原則に適合することを確保するため、自国民に適用されるものに劣らない措置を講ずる。